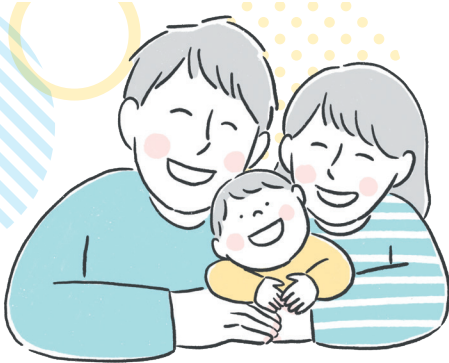


問合せ 制度全般に関すること▶京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 TEL222-3939 FAX251-1133

相談・申請に関すること▶京都市児童相談所 TEL950-0748 FAX 950-1618

里親ってなあに？

－ 10月は里親月間です －



本市には、親が病気になったり、亡くなったり、虐待などによって、生まれた家庭で暮らせない子どもが約400人います。

そのような子どもたちを迎え入れるもうひとつの家庭、それが「里親」です。本市では養育里親のことを「はぐくみさん」という愛称で呼んでおり、「はぐくみさん」をはじめとした里親を随時募集しています。

里親の種類

はぐくみさん 養育里親

保護者が育てられるようになるまで、又は子どもが社会的に自立できるようになるまでの一定期間（長期・短期）養育する里親

専門里親

専門的援助が必要な子ども(虐待を受けた子どもや障害のある子ども、非行傾向のある子ども)を養育する里親

親族里親

両親の死亡や行方不明、虐待、入院などにより、養育できなくなった場合、その子どもの扶養義務者（祖父母、きょうだいなど）が養育する里親

養子縁組里親

養子縁組によって養親となることを希望する里親



週末里親 (ホームステイ事業)

児童養護施設等で生活している子どもたちに家庭生活を体験してもらうため、週末や学校の長期休暇期間などだけ預かる里親
※本市独自事業

はぐくみさんになるまで



STEP
1

相談

里親になりたい方、里親について知りたい方は、児童相談所にご相談ください。

STEP
2

研修・申請・調査

里親制度や子どもの権利擁護について学び、児童養護施設などでの実習を行います。また、児童相談所による家庭訪問等の調査を行います。

STEP
3

審議・登録

京都市はぐくみ推進審議会の審議を経て、里親登録されます。

STEP
4

子どもとの出会い（マッチング）

外出や数日間の宿泊など、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行ったうえで委託の適否を含め判断を行います。

STEP
5

養育の開始

児童相談所が、子ども、里親の意思を確認し、委託を決定します。
※養育期間中は本市から生活費等が支給されます（養育・専門里親には里親手当が支給されます）。

里親月間・広報啓発活動

里親制度について多くの皆様に知っていただくため、以下の場所で開催機関による広報活動を行います。

制度説明・パネル展示

@イオンモール京都五条
1階吹き抜けホール
10月28日(水)～11月1日(日)
10時～17時

里親公開講座

@ひと・まち交流館
横堀昌子氏（青山学院大学教授）による講演
11月1日(日)13時45分～16時
ご希望の方は児童相談所までお申し込みください。※先着順

令和8年10月に里親支援センターを開設し、
里親支援をさらに充実させます。

里親について知りたい方、子どもたちのために何かできることはないかと考えている方、里親になろうかなと思っている方、ぜひ毎月各区役所等で開催している「里親制度説明会」にご参加ください。

参加をご希望される方は児童相談所までお電話またはFAXでお申し込みください。

京都市 里親制度説明会

検索

詳しくは
こちら

